

「労災ケアサポート事業民間競争入札実施要項（案）」及び「労災特別介護援護事業民間競争入札実施要項（案）」に係る意見募集の結果とその対応について

1. 労災ケアサポート事業

①意見提出件数:1件

②意見、回答及び実施要項の修正内容

| 番号 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 | 実施要項の修正内容 |
|----|--|---|---|
| 1 | 同じ省庁内のものである「介護保険法」によるものと重複する部分が多いと思われま。す。「介護保険法」によるものと、「労災保険法」で行わなければならないものを、整理・統廃合などして、限られた予算を、合理的かつ厳格に消費されることが望ましいと思ひます。 | <p>労災ケアサポート事業については、介護保険の対象になる方と本事業の対象になる方との棲み分けを図った上で事業運営を行っております。</p> <p>具体的には、65歳以上の労災重度被災労働者は、原則、労災ケアサポート事業を利用することができず、代わって、介護保険法による事業を利用することになります。</p> <p>したがひまして、65歳以上の者を対象とする「介護保険法」による事業と、「労災保険法」による本事業は重複するものではござひません。</p> <p>ただし、65歳以上の労災重度被災労働者であっても、介護保険法に基づく「要介護認定」を受けられなかった場合には、労災重度被災労働者であれば引き続き労災ケアサポート事業の対象者となります。</p> <p>なお、お寄せいただいたご意見のうち、「介護保険法で実施すべきものと、労災保険法で実施すべきものを整理・統廃合することが望ましい」との部分は、法改正に関わるものであり、本事業の実施要項を定めるに当たってのご意見ではござひませんでした。が、今後の施策の実施に当たり、貴重なご意見として承ります。</p> | 「重度被災労働者」を「重度被災労働者（65歳以上の重度被災労働者であつて、介護保険法に基づく「要介護認定」を受けられなかった者を含む。）」に修正しました。 また、別紙1-1「65歳未満の重度被災労働者一覧」の「65歳以上の重度被災労働者」欄にその旨を注記しました。 |

2. 労災特別介護援護事業

①意見提出件数:1件

②意見、回答及び実施要項の修正内容

| 番号 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 | 実施要項の修正内容 |
|----|--|--|-----------|
| 1 | 同じ省庁内のものである「介護保険法」によるものと重複する部分が多いと思われま。す。「介護保険法」によるものと、「労災保険法」で行わなければならないものを、整理・統廃合などして、限られた予算を、合理的かつ厳格に消費されることが望ましいと思ひます。 | <p>労災特別介護援護事業については、介護保険の対象になる方と本事業の対象になる方との棲み分けを図った上で事業運営を行っております。</p> <p>具体的には、労災特別介護施設の入居者は、介護保険の適用除外となつており（介護保険法施行法11条1項・介護保険法施行規則170条2項6号）、介護保険のサービスを受けることはできませんが、65歳以上の労災特別介護施設の入居者は、退去すれば、介護保険法の対象となります。</p> <p>したがひまして、労災特別介護施設の入所の有無によつて、労災保険法による事業と介護保険法による事業とが棲み分けられており、両者は重複してひません。</p> <p>また、これらの内容については、仕様書の第2の4の(12)の④おいて、地方自治体と連携することで、介護保険制度、サービス内容を入居者へ説明できる体制を担保するとともに、仕様書の第2の2の(1)のオの(ク)おいて、入退去者・ご家族にも説明することとしております。</p> <p>なお、お寄せいただいたご意見のうち、「介護保険法で実施すべきものと、労災保険法で実施すべきものを整理・統廃合することが望ましい」との部分は、法改正に関わるものであり、本事業の実施要項を定めるに当たってのご意見ではござひませんでした。が、今後の施策の実施に当たり、貴重なご意見として承ります。</p> | - |